

とくしま市の

2022年
10月・11月号

上下水道だより

発行・編集 / 徳島市上下水道局 経営企画課
〒770-0847 徳島市幸町2-5
TEL 088-623-1962

e-mail suido_keiki@city-tokushima.i-tokushima.jp
<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/index.html>

令和4年10月1日から下水道使用料が変わりました

問い合わせ お客様センター 普及指導係 ☎088-621-5311
お客様窓口 ☎088-623-1187

徳島市では、豊かな自然環境の維持と市民のみなさまの生活環境の改善・向上を図るため、昭和23年から公共下水道事業に着手し、施設整備を進めています。

これらの下水道施設の維持管理は、公共下水道で汚水処理を行う地域にお住まいのみなさまから納めていただいた下水道使用料などで賄っています。しかし、近年の人口減少や節水機器の普及などにより料金徴収の対象となる使用水量は減少し続けることが予測されています。一方で、施設の老朽化が進み、それらの更新・耐震化などの費用が必要となり、改定前の使用料では大幅な収入不足が見込まれるため、下水道使用料を改定しました。

下水道使用料は、市民のみなさまの快適な生活環境づくりを進めるために必要な財源です。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、上下水道局ホームページをご覧いただきか、お客様センターまでお問い合わせください。

■下水道使用料（1カ月）

○一般用

区分	汚水量	単価（円）	
		旧	新
一般汚水	基本使用料	829	829
	従量使用料（1m ³ につき）	1m ³ から8m ³ まで	— 66
		8m ³ を超える20m ³ まで	105 105
		20m ³ を超える30m ³ まで	137 137
		30m ³ を超える400m ³ まで	175 175
		400m ³ を超えるもの	200 200
公衆浴場汚水	基本使用料	829	829
	従量使用料（1m ³ につき）	1m ³ から8m ³ まで	— 66
		8m ³ を超える20m ³ まで	105 105
		20m ³ を超える30m ³ まで	137 137
		30m ³ を超える400m ³ まで	17 17
		400m ³ を超えるもの	18 18

※丈六団地・しらさぎ台団地・竜王団地を除く。

○団地用【丈六団地・しらさぎ台団地・竜王団地】

区分	汚水量	単価（円）	
		旧	新
基本使用料		—	550
従量使用料	1m ³ につき	110	110

■値上げ額【下水道使用料（1カ月）】

▶一般用
汚水量8m³未満=1m³につき66円 汚水量8m³以上=一律528円

▶団地用【丈六団地・しらさぎ台団地・竜王団地】
一律550円

QRコードは
こちら→



下水道使用料の改定について

水道水の水質について

問い合わせ 浄水課 水質検査室 ☎088-674-1334（代）

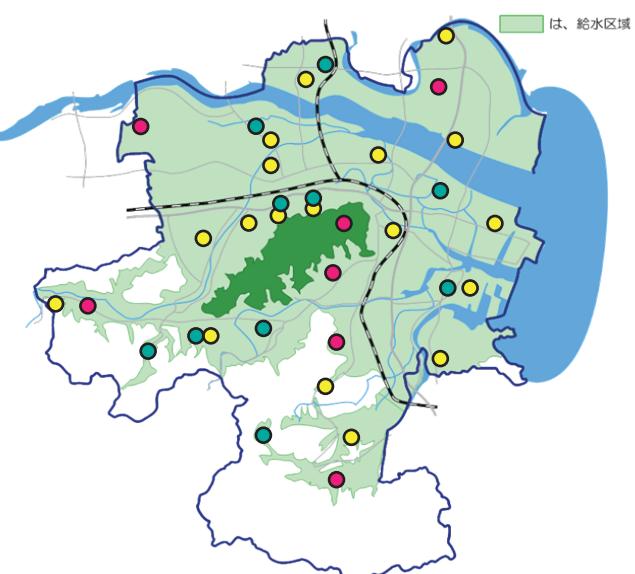
みなさまに安全でおいしい水をお届けするために、「水質検査計画」に基づき、水源からじゃ口にいたるまで定期的な水質検査を行い、水質の監視及び管理を行っています。



上下水道局広報キャラクター
みずまるくん

水質検査の結果、すべての検査地点において、国が定める水質基準を満たしています。安心して水道水をご利用ください。

検査箇所



● 給水栓毎日検査

市内14か所の採水地点で、目視による色・濁りの確認と試薬を用いた残留塩素（消毒の残留効果）の測定を行っています。さらに、市内4か所に自動水質測定装置を設置し、計18か所で、毎日検査を行っています。

● 代表給水栓

各配水系統を代表する10か所の給水栓で採水を行い、水質検査を行っています。

● 調査給水栓

配水エリアや過去の水質検査結果を考慮して選定した7か所の給水栓で採水を行い、水質検査を行っています。

その他、浄水場施設出口地点や、原水（水道水の元となる水）の検査を行っています。

検査項目

水道法で定められた「水質基準項目」及び「水質管理目標設定項目」について検査を行っています。

水質基準項目（51項目）		水質管理目標設定項目（27項目）
健康に関する項目（31項目）	性状に関する項目（20項目）	
一般細菌・大腸菌などの項目で、人の健康に影響が生じない水準で基準値が定められています。	亜鉛・アルミニウム・pH値などの項目で、生活利用上（色・濁り・臭い等）あるいは水道施設の管理上、腐食などの障害が生じない水準で設定されています。	水道水の中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべきとされている項目。



水質検査計画の詳しい内容や、水質検査の結果は、ホームページをご覧ください。

QRコードは
こちら→



水質検査計画・水質検査結果

水漏れの確認方法と修繕の手続き

水漏れの確認方法

①全ての蛇口等を閉めて水道を使用していない状態にする。

②水道メーターの蓋を開ける。

③パイロットの回転を確認する。

パイロットが右回り（時計回り）に回転していれば、水漏れの可能性があります。

なお、貯水槽水道の場合は、受水槽に貯めて給水している設備のため、受水槽以降の水漏れは、パイロットの回転では確認できません。



※パイロットとは、銀色の八角すいで、水が流れると回るしくみになっています。

問い合わせ お客さまセンター ☎088-623-1187

【水漏れの可能性がある場合】

上下水道局お客さまセンター又は徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者へご連絡ください。ただし、アパート、マンション、テナントビルなどのお客さまは、管理会社又は家主へご連絡ください。

上下水道局では、水漏れの有無を目視と漏水音で確認します。

※水漏れの箇所を特定するための掘削、床下での作業等は、対象外となります。

修繕の手続き

漏水箇所の修繕は、徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者にご依頼ください。

徳島市上下水道局指定
給水装置工事事業者一覧



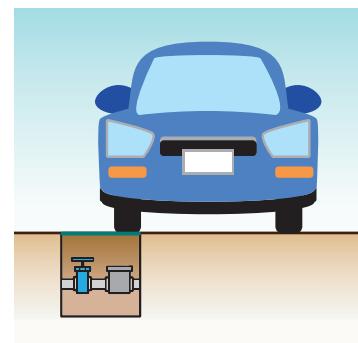
水道メーターの検針にご協力をお願いします

問い合わせ お客さまセンター ☎088-623-1187

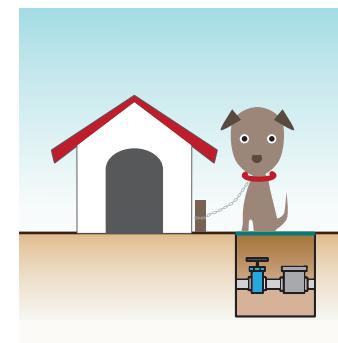
水道料金と下水道使用料は、水道メーターを検針した使用水量に応じて決めています。

水道メーターの検針は、基本的に2か月に1度、検針員がお伺いし実施しています。

スムーズな検針を行うために、ご協力をお願いします。



メーターBOXの上に車や物などを置かないでください。



ペットは、メーターBOXから離れた場所につないでください。

貯水槽水道の管理をお願いします

問い合わせ お客さまセンター 給水装置係 ☎088-623-3991

マンションやビルなどで、水道水をいったん受水槽に貯めて給水している設備を「貯水槽水道」といいます。

受水槽以降の水質管理は、水道法などにより貯水槽水道の設置者が行うこととなっています。設置者の方は、定期的に清掃、検査、点検を行ってください。

●受水槽・高置水槽の清掃

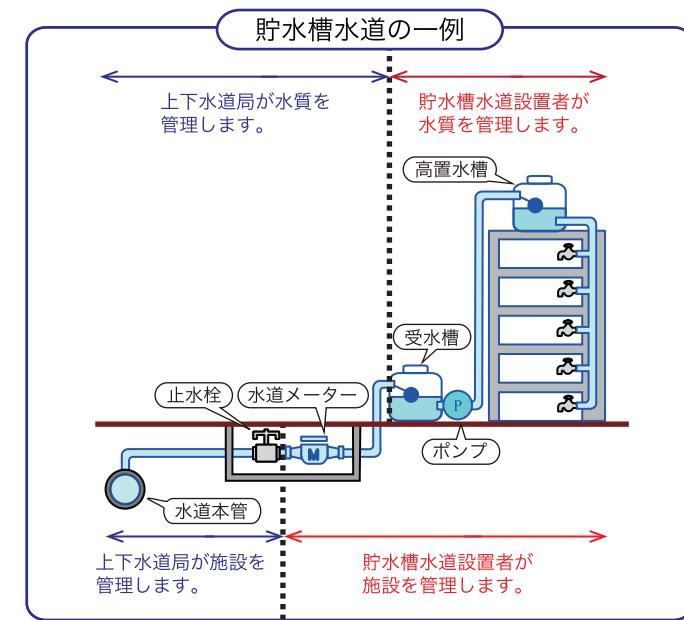
毎年1回以上、定期的に清掃を行い、いつも清潔にしておきましょう。

●水質検査

水質について、水の色、臭い、味、濁りに関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を毎年1回以上、定期的に行いましょう。

●施設の点検

マンホールのふたの施錠、亀裂の有無、防虫網の設置などの点検を定期的に行って、不備なところはすみやかに改善しましょう。



①設置者のみなさまへ

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する措置を講じてください。



貯水槽水道の維持管理について

鉛製給水管取替工事助成制度をご利用ください

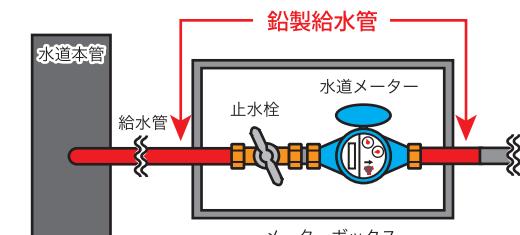
問い合わせ 水道整備課 計画係 ☎088-623-3972
管理係 ☎088-623-1190

鉛製給水管の取り替えをされるお客様に対し、対象工事費の一部を助成しています。

ぜひこの機会に「鉛製給水管取替工事助成制度」をご利用ください。

助成制度の詳しい内容については、上下水道局のホームページをご覧いただけます。また、水道整備課までお問い合わせください。

●鉛製給水管の使われている場所の一例



QRコードは
こちら→



鉛製給水管や取替助成制度について

※なお、昭和53年1月以降に新たに布設した給水管については、鉛製給水管は使用されていません。